

長野市議会基本条例について

1 制定の理由

市民の意思を反映する市議会及び議員の在り方を改めて明らかにし、市長その他の執行機関と互いに切磋琢磨しつつ、市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与する。

(長野市議会基本条例前文から)

2 制定の背景

(1) 元市議会議員の酒気帯び運転事件 → 市民の信頼回復の必要

先行して、長野市議会議員の政治倫理に関する条例を平成21年6月定例会で可決

(2) 議会・議員の活動が見えないとの市民の意見 → 市民に見える議会の構築

(3) 分権の進展等による基礎自治体の責任領域の拡大 → 議会の機能発揮の必要

3 議会基本条例検討特別委員会の検討の経過 《別紙1》

4 議会基本条例の内容 《別紙2》《別紙3》《別紙4》

長野市議会基本条例

逐条説明・取組状況

平成22年10月

長野市議会

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
 - 第2章 議員の責務及び活動原則（第4条・第5条）
 - 第3章 議会運営の原則（第6条・第7条）
 - 第4章 議会の機能の強化（第8条—第11条）
 - 第5章 市民との関係（第12条—第15条）
 - 第6章 市長等との関係（第16条—第19条）
 - 第7章 議会改革の推進（第20条）
 - 第8章 議員の政治倫理（第21条）
 - 第9章 議会事務局及び議会図書室（第22条・第23条）
 - 第10章 補則（第24条・第25条）
- 附則

地方分権の進展に伴い、地方公共団体が自らの責任と判断により、立案し、決定し、処理すべき事務の範囲は、拡大してきた。また、住民の求めや要望の変化に伴い、地方公共団体が処理する事務は、高度化・多様化してきている。

地方公共団体の役割と責任が拡大する中であって、基礎自治体である市町村への権限移譲が進むなど、住民に身近な市町村の役割は一層重要になっており、これに伴い、市町村の議会及びその議員が果たすべき役割及び責務の重要性は、ますます増大してきている。

これに対し、議会は、多様な住民の意思を把握し、議会における審議及び審査を通じて地方公共団体の運営に反映しつつ、地方公共団体の意思の決定を行う機能と首長その他の執行機関の監視を行う機能とを担っているが、十分にその機能を果たしていないのではないかと指摘もある。住民を代表し、これらの機能を担う議会及び議員は、その役割及び責務を再認識するとともに、その機能をより充実強化し、住民の信託にこたえることが求められている。

市議会は、これまで市民に分かりやすく、開かれた議会運営に努めるとともに、政務調査費の透明性の向上を初めとする議会の改革・活性化に取り組んできた。市議会は、これまでの取組を更に進め、より市民に身近な議会運営に努めるとともに、常にその機能を充実強化し、最大に発揮し、併せて、議員間の討議等を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等に努めなければならない。

ここに、市議会は、市民の意思を反映する市議会及び議員の在り方を改めて明らかにし、市民が市長及び市議会の議員を直接選挙するという二代表制の下、市長その他の執行機関と互いに切磋琢磨しつつ、市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。

(前文)

[説明]

(1) 地方公共団体を取り巻く最近の動きから地方分権の進展に伴う地方公共団体の責任の範囲の拡大及び住民の求め（ニーズ）や要望の変化に伴う事務の高度化・多様化を掲げる。

地方分権の主な動きは、次のとおり

ア 平成12年4月 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律施行

イ 現在 第二次地方分権改革に向けた検討が、地方分権改革推進法に基づき設置された地方分権改革推進委員会で行われている。

(2) (1) の中で、基礎自治体である市町村の役割が一層重要になるとともに、市町村の議会及び議員が果たすべき役割及び責務の重要性が増大してきていることを掲げる。

市町村への権限移譲では、次のようなものがある。

ア 平成7年4月 中核市制度の創設（平成21年4月1日現在41市）

イ 平成12年4月 特例市制度の創設（平成21年4月1日現在41市）

ウ 第一次地方分権改革による権限の移譲

エ 地方自治法第252条の17の2の規定による事務処理の特例制度（この規定による移譲の状況は、都道府県により異なる。長野県は、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例で定める。）

オ 平成18年5月 地方分権改革推進委員会がその第1次勧告で基礎自治体優先の原則を掲げた。

(3) これに対し、議会は、団体意思の決定機能と執行機関の監視機能を担っているが、十分にその機能を果たしていないのではないかと指摘もあり、議会及び議員は、その役割及び機能を再認識するとともに、その機能をより充実強化し、住民の信託にこたえることが求められていることを掲げる。

(4) 市議会のこれまでの改革・活性化の取組について述べるとともに、今後の取組並びに機能の充実強化とその最大の発揮及び議員間討議を通じた合意形成・政策立案、政策提言等の努めについて掲げる。

(5) 結びとして、市議会は、市民の意思を反映する市議会及び議員の在り方を改めて明らかにし、市民が市長及び市議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、市長その他の執行機関と互いに切磋琢磨しつつ、市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与する決意を掲げる。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則、市民との関係、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の厳粛な信託に的確にこたえ、もって市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、市政における唯一の議決機関として市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。

第1章 総則

【第1条】

〔説明〕

地方自治の本旨に基づき、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則、市民との関係、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係その他の議会に関する基本的事項を定めることにより目指す目的として、次の事項を掲げることとした。このうち、イは、究極の目的として位置付けるものである。

ア 市民の厳粛な信託に的確にこたえること。

イ 市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与すること。

【第2条】

〔説明〕

議会の基本理念について、議会は、市政における唯一の議決機関として市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとした。

(基本方針)

第3条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次の各号に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- (1) 議会活動を市民に対して説明する責務を有することにかんがみ、積極的に情報の公開を図るとともに、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 市民の意思を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させること。
- (3) 議会の本来の機能である政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。
- (4) 提出された議案を審議し、又は審査し、及び独自の政策立案又は政策提言に取り組むこと。
- (5) 議会改革を継続的に推進すること。

【第3条】

〔説明〕

- 議会は、第2条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会運営を行うものとした。
- ア 議会活動を市民に対して説明する責務を有することにかんがみ、積極的に情報の公開を図るとともに、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
 - イ 市民の意思を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させること。
 - ウ 議会の本来の機能である政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。
 - エ 提出された議案を審議し、又は審査し、及び独自の政策立案又は政策提言に取り組むこと。
 - オ 議会改革を継続的に推進すること。

〔取組〕

- (1) 〔説明〕アのうち、積極的な情報の公開及び市民が参画しやすい開かれた議会運営に係る従来の取組には、次のようなものがある。
 - ア 積極的な情報の公開
 - 平成10年10月 公文書公開条例（当時。現行の情報公開条例）の実施機関となる。
 - 平成21年1月 政務調査費収支報告書をインターネットで公開
 - 平成21年4月 議会交際費をインターネットで公開
 - イ 市民が参画しやすい開かれた議会運営
 - 平成13年4月 議会傍聴時の一時保育サービスを開始
 - 平成16年3月 4常任委員会同時開催を1日につき2常任委員会の開催に変更
 - 平成16年6月 委員会を原則として公開（委員会条例の一部改正）
- (2) 〔説明〕イの市民の意思の的確な把握と市政・議会活動への反映に係る従来の取組には、次のようなものがある。
 - ア 特別委員会による市民との懇談会（意見交換会、懇話会）開催
 - 平成14年8月及び平成17年9月 長野駅東口周辺整備対策特別委員会が開催
 - 平成20年1月、同年7月及び平成21年2月 中山間地域活性化対策特別委員会が開催
 - イ 参考人招致
 - 平成13年6月 観光振興対策特別委員会が実施
 - 平成16年9月 総務委員会及び福祉環境委員会が実施
 - 平成20年6月 少子化対策特別委員会が実施
 - 平成20年8月 産業振興対策特別委員会が実施
 - 平成22年8月 市役所第一庁舎及び長野市民会館調査検討特別委員会が実施（2回）
- (3) 〔説明〕ウのうち、政策決定は市長提出議案の議決や修正議決（平成19年3月長野市立公民館条例の一部を改正する条例、平成20年12月長野市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例）が該当し、市長等の事務の執行の監視・評価は日々の議会活動のすべてが該当するものと考えられる。
- (4) 〔説明〕エのうち、独自の政策立案・政策提言では、産業振興対策特別委員会が執行機関側に提出した事例がある。
 - 平成20年8月 企業誘致推進施策に係る提言
 - 平成21年9月 農業振興施策に係る提言
 - 平成22年9月 観光振興施策に係る提言

また、子育て子育て検討会に属していた議員8人が平成22年3月市議会定例会に、「長野市次世代育成支援行動計画（後期行動計画）に関する決議（案）」を、商店街活性化条例検討委員会に属していた議員7人が同市議会定例会に、「長野市商店街の活性化に関する条例（案）」を提出した。
- (5) 〔説明〕オの議会改革の継続的な推進のうち、集中的に取り組んだ事例は、次のとおり
 - 平成15年10月～平成16年9月 議会活性化に係る検討
 - 平成19年11月～ 議会の改革・活性化に係る検討

第2章 議員の責務及び活動原則

(議員の責務及び活動原則)

- 第4条 議員は、地域の課題のみならず、市政全般の課題及びこれに対する市民の意思を的確に把握し、合議制の機関である議会を構成する一員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動し、市民の厳粛な信託にこたえるものとする。
- 2 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるものとする。
 - 3 議員は、議会活動について、市民に対して説明する責務を有する。
 - 4 議員は、議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の討議を重んじなければならない。

(会派)

- 第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。
- 2 会派は、基本的政策が一致する議員で構成し、活動する。
 - 3 会派は、政策決定、政策立案、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

第3章 議会運営の原則

(議会運営の原則)

- 第6条 議会は、合議制の機関として、円滑かつ効率的な議会運営に努めなければならない。
- 2 議会は、市民に開かれた議会運営を行わなければならない。
 - 3 議会は、議長又は副議長を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。
 - 4 議長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

第2章 議員の責務及び活動原則

【第4条】

〔説明〕

議員の責務及び活動原則について、次の4項目を掲げることとした。

- ア 議員は、地域の課題のみならず、市政全般の課題及びこれに対する市民の意思を的確に把握し、合議制の機関である議会を構成する一員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動し、市民の厳粛な信託にこたえるものとする。
- イ 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるものとする。
- ウ 議員は、議会活動について、市民に対して説明する責務を有する。
- エ 議員は、議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の討議を重んじなければならない。

【第5条】

〔説明〕

- (1) 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができることとした。
- (2) 会派は、基本的政策が一致する議員で構成し、活動することとした。
- (3) 会派は、政策決定、政策立案、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとした。

第3章 議会運営の原則

【第6条】

〔説明〕

議会運営の原則について、次の4項目を掲げることとした。このうち、アからウまでは議会に係る原則を、エは議長に係る原則を掲げるものである。

- ア 議会は、合議制の機関として、円滑かつ効率的な議会運営に努めなければならない。
- イ 議会は、市民に開かれた議会運営を行わなければならない。
- ウ 議会は、議長又は副議長を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。
- エ 議長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

〔取組〕

説明ウの正副議長の選出過程の透明化については、平成15年10月の正副議長選挙から、正副議長を志す議員による所信表明会を開催している。

(委員会)

第7条 常任委員会は、市政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

2 特別委員会は、市政の課題に対応して特に必要がある場合に柔軟に設置し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

3 委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）は、その審査に当たって、資料等を積極的に公表しながら、市民に対し分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

4 委員会は、地域住民に関係が深く、かつ、関心の高い事案について審査又は調査しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該地域において委員会を開催することができる。

第4章 議会の機能の強化

(議会の機能の強化)

第8条 議会は、政策決定並びに市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する機能の強化を図るものとする。

(検討会等の設置)

第9条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議員で構成する検討会等を設置することができる。

【第7条】

【説明】

- (1) 常任委員会は、市政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならないこととした。
- (2) 特別委員会は、市政の課題に対応して特に必要がある場合に柔軟に設置し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならないこととした。
- (3) 委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）は、その審査に当たって、資料等を積極的に公表しながら、市民に対し分かりやすい議論を行うよう努めなければならないこととした。
- (4) 委員会は、地域住民に関係が深く、かつ、関心の高い事案について審査又は調査しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該地域において委員会を開催することができることとした。

【取組】

- (1) 〔説明〕(1)の常任委員会の機動的な開催等について、最近における閉会中の常任委員会開催日数は次のとおりである。
平成17年：10日、平成18年：14日、平成19年：7日、平成20年：16日、平成21年：11日
- (2) 〔説明〕(2)の特別委員会の柔軟な設置等について、平成20年7月1日の議会運営委員会決定により、特別委員会は、集中的に調査研究を行うこととなっている。
- (3) 〔説明〕(3)の委員会の分かりやすい議論について、平成16年3月から、傍聴者に委員会次第、部別付託表及び請願文書表を配布しているほか、付託議案及び資料を閲覧に供している。
- (4) 〔説明〕(4)の当該地域における委員会の開催の事例は、次のとおり
平成14年8月 長野駅東口周辺整備対策特別委員会が長野駅東口まちづくりセンターで開催

第4章 議会の機能の強化

【第8条】

【説明】

議会は、政策決定並びに市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する機能の強化を図るものとした。

【第9条】

【説明】

議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議員で構成する検討会等を設置することができることとした。

【取組】

検討会の設置状況は、次のとおり

平成21年8月 会派横断の8人の議員で構成する子育て子育て検討会を設置

平成21年12月 会派横断の8人の議員で構成する商店街活性化条例検討委員会を設置

(議員間討議)

第10条 議員は、議会の機能を発揮するため、委員会及び前条の規定により設置される検討会等において、積極的な議員間の討議に努めるものとする。

2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に取り組むものとする。

(政務調査費)

第11条 会派及び議員は、政務調査費を有効に活用し、市政に関する調査研究を積極的に行うものとする。

2 会派及び議員は、政務調査費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

3 議会は、政務調査費の収支報告書を公表すること等により、政務調査費の透明性の向上に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、政務調査費に関しては、別に条例の定めるところによる。

【第10条】

【説明】

- (1) 議員は、議会の機能を発揮するため、委員会及び第9条の規定により設置される検討会等において、積極的に議員間の討議に努めるものとした。
- (2) 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に取り組むものとした。

【取組】

- (1) 子育て子育て検討会に属していた議員8人が平成22年3月市議会定例会に、長野市次世代育成支援行動計画（後期行動計画）に関する決議（案）を提出した（この決議（案）は、全員賛成で可決された。）。
- (2) 商店街活性化条例検討委員会に属していた議員7人が平成22年3月市議会定例会に、長野市商店街の活性化に関する条例（案）を提出した（この条例（案）は、賛成多数で可決された）。

【第11条】

【説明】

- (1) 会派及び議員は、政務調査費を有効に活用し、市政に関する調査研究を積極的に行うものとした。
- (2) 会派及び議員は、政務調査費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任を負うものとした。
- (3) 議会は、政務調査費の収支報告書を公表すること等により、政務調査費の透明性の向上に努めるものとした。
- (4) (1) から(3) までに定めるもののほか、政務調査費に関しては、別に条例の定めるところによることとした。別に定める条例は、長野市政務調査費の交付に関する条例である。

【取組】

- (1) 〔説明〕(2) の政務調査費の適正な執行について、長野市議会では、平成17年4月から長野市議会政務調査費使途基準運用指針を定めている。会派は、この運用指針に基づき政務調査費を支出している。

また、調査研究の目的、内容、結果等を明らかにするため、政務調査費の支出の多くに報告書の作成及び提出を求めている。

- (2) 〔説明〕(3) の政務調査費の透明性の向上に関する取組には、次のようなものがある。

ア 収支報告書は、情報公開の対象となる。平成17年度分の政務調査費から添付が義務付けられた領収書等も、同様である。

イ 平成19年度下半期の政務調査費収支報告書からインターネットで公開している。

ウ 平成17年度分以降の提出書類については、情報公開請求の手續を要することなく、閲覧に供している。

第5章 市民との関係

(市民の参画機会の充実)

第12条 議会は、市民の意思を議会活動に反映することができるよう、市民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。

2 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第109条、第109条の2及び第110条の規定による公聴会制度及び参考人制度並びに法第100条の2の規定による専門的事項に係る調査の委託の積極的な活用並びに市民との意見交換の場の開催等市民の参画に係る制度の充実に努めるものとする。

3 委員会は、請願の審査に当たって必要があると認めるときは、その提出者の意見を聴く機会を設けるものとする。

(委員会等の公開等)

第13条 議会は、開かれた議会に資するため、委員会等を原則として公開する。

2 議会は、傍聴者に対して議案の審議又は審査に用いる資料等の提供に努めるものとする。

第5章 市民との関係

【第12条】

〔説明〕

- (1) 議会は、市民の意思を議会活動に反映することができるよう、市民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとした。
- (2) 議会は、地方自治法（以下「法」という。）第109条、第109条の2及び第110条の規定による公聴会制度及び参考人制度並びに法第100条の2の規定による専門的事項に係る調査の委託の積極的な活用並びに市民との意見交換の場の開催等市民の参画に係る制度の充実に努めるものとした。
- (3) 委員会は、請願の審査に当たって必要があると認めるときは、その提出者の意見を聴く機会を設けるものとした。
- (4) (2)の公聴会の開催及び参考人の招致は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会のいずれでも実施可能である。ただし、公聴会の開催は、一定の手續及び日数を要することから、平成21年中に開催した事例は5市議会にとどまっている（「市議会の活動に関する実態調査結果」全国市議会議長会）。
- (5) (2)の専門的事項に係る調査の委託は、平成18年の法の一部改正により創設されたもので、議案の審査又は当該団体の事務の調査に関し専門的知見の活用が必要となった場合に、議会が、学識経験者等に専門的事項に係る調査を依頼（委託）するものである。議会は附属機関を設置することができないが、それに代わる措置とされている。平成21年中に実施した事例は4市議会である（前出書）。
- (6) (3)の請願の提出者の意見の聴取は、新たな取組であり、その方法は、参考人招致による。

〔取組〕

- (1) 〔説明〕(2)の参考人の招致及び市民との意見交換の場の開催状況は、第3条 基本方針〔取組〕(2)のとおり
- (2) 〔説明〕(3)の請願提出者の意見を聴く機会については、平成22年3月市議会定例会に提出された「長野市役所第一庁舎及び市民会館を壊さずに使い続けることを求める請願」の審査に当たり、総務委員会がその提出者の出席を求め、請願の内容及び理由の聴取及び質疑を行った。

【第13条】

〔説明〕

- (1) 議会は、開かれた議会に資するため、委員会等を原則として公開することとした。
- (2) 議会は、傍聴者に対して議案の審議又は審査に用いる資料等の提供に努めるものとした。

〔取組〕

- (1) 〔説明〕(1)の委員会等の「等」に含まれるものには、第9条の規定による検討会等のほか、長野市議会議規則第159条に規定する協議等の場がある。
このうち、委員会については、長野市議会委員会条例第19条の規定により、原則として公開である。
なお、任意の組織のうち、平成19年12月から平成20年9月まで設置していた政務調査費等検討委員会は、公開で委員会を行った。
- (2) 〔説明〕(2)の傍聴者に対する資料等の提供のうち、本会議については、次のとおり行っている（委員会については、第7条 委員会〔取組〕(3)のとおり）。
ア 閲覧用の議案書つづり2部を配置
イ 会期日程、市長議案説明（初日のみ）、質問通告内容一覧（一般質問の日のみ）、最終日日程（最終日のみ）及び議会パンフレットを提供

(情報公開の推進)

第14条 議会は、長野市情報公開条例（平成13年長野市条例第30号）の規定による行政情報の公開請求に適切に対応するとともに、議案に対する議員の賛否を公表する等議会が保有する情報の提供に努めなければならない。

2 議会は、会議録及び委員会記録を閲覧できるようにしなければならない。

(議会広報の充実)

第15条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。

第6章 市長等との関係

(市長等との関係の基本原則)

第16条 議会は、市長等と常に緊張ある関係を保持し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うものとする。

2 議会の会議における一般質問は、一括質問一括答弁の方式又は一問一答の方式によるものとし、論点及び争点を明確にして行うものとする。

3 市長等及びその補助機関である職員は、議長又は委員長長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して、その趣旨の確認等のため質問することができる。

【第14条】

〔説明〕

- (1) 議会は、長野市情報公開条例の規定による行政情報の公開請求に適切に対応するとともに、議案に対する議員の賛否を公表する等議会が保有する情報の提供に努めなければならないこととした。
- (2) 議会は、会議録及び委員会記録を閲覧できるようにしなければならないこととした。

〔取組〕

- (1) 〔説明〕(1)については、第3条 基本方針〔取組〕(1) ア及び第11条 政務調査費〔取組〕(3)のほか、会議録及び委員会記録の調製（作成）前であっても、情報の公開請求があれば、本会議及び委員会の録音テープを公開している。
 なお、議案に対する議員の賛否の公表は、新たな取組であり、平成22年2月市議会臨時会以降の議案に対する賛否の状況を「ながの市議会だより」に掲載している。
- (2) 〔説明〕(2)については、会議録及び委員会記録を第一庁舎行政資料コーナーに備え付け、閲覧に供している（委員会記録については、平成16年6月30日以降に開催した委員会に係るものに限る。）。

【第15条】

〔説明〕

議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとした。

〔取組〕

広報活動の主な取組は、次のとおり

- 平成5年2月 議会報（ながの市議会だより）創刊
- 平成12年1月 議会ホームページ開設
- 平成14年6月 本会議録をインターネットで公開
- 平成15年6月 一般質問項目及び質問者氏名をホームページに掲載
- 平成16年5月 議会報（ながの市議会だより）をホームページに掲載
- 平成17年9月 インターネットによる本会議の生中継放送開始（アーカイブ配信を含む。）
- 平成20年11月 議会報（ながの市議会だより）に質問者氏名及び会派名を掲載

第6章 市長等との関係

【第16条】

〔説明〕

- (1) 議会は、市長等と常に緊張ある関係を保持し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うものとした。
- (2) 議会の会議における一般質問は、一括質問一括答弁の方式又は一問一答の方式によるものとし、論点及び争点を明確にして行うものとした。
- (3) 市長等及びその補助機関である職員は、議長又は委員長長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して、その趣旨の確認等のため質問することができることとした。→ 反対権より強い強硬な対応はなし

〔取組〕

〔説明〕(2) の一括質問一括答弁方式と一問一答方式の選択制は、個人質問について、平成20年9月市議会定例会から試行し、平成21年12月市議会定例会から本格実施している。

(重要な政策等の監視及び評価)

第17条 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、施策、事業等（以下「重要な政策等」という。）について、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 重要な政策等を必要とする背景
- (2) 検討した他の政策案等との比較検討
- (3) 重要な政策等の形成過程における市民の意見公募等の実施状況
- (4) 総合計画における根拠又は位置付け
- (5) 関係法令及び条例等
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算・決算審議における説明)

第18条 議会は、市長が予算又は決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の作成を求めるものとする。

(法第96条第2項の議決事件)

第19条 法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、議会の監視機能上の必要性と市長の政策執行上の必要性とを比較考量し、別に条例で定めるものとする。

【第17条】

【説明】

- (1) 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、施策、事業等（以下「重要な政策等」という。）について、次に掲げる事項の説明を求めるものとした。
- ア 重要な政策等を必要とする背景
 - イ 検討した他の政策案等との比較検討
 - ウ 重要な政策等の形成過程における市民の意見公募等の実施状況
 - エ 総合計画における根拠又は位置付け
 - オ 関係法令及び条例等
 - カ 財源措置
 - キ 将来にわたる効果及び費用
- (2) 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとした。
- (3) (1) の重要な政策等に係る説明は、現に、事前の会派説明及び委員会審査において行われていると考えられる内容を体系付けたものである。

【第18条】

【説明】

議会は、市長が予算又は決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の作成を求めるものとした。

【取組】

- (1) 予算・決算に係る施策別又は事業別の説明資料の作成及び配布状況は、次のとおり
- ア 予算に係る説明資料 予算書のほか、委員会資料として、部局別に歳入歳出予算総括表、歳入予算事項別明細書及び歳出予算事項別明細書（説明欄は、基本計画の基本施策単位に掲載）を配布
 - イ 決算に係る説明資料 決算書のほか、委員会資料として、部局別に歳入決算事項別明細書及び歳出決算事項別明細書を配布
- (2) 平成21年10月に行った平成20年度決算認定案に係る決算特別委員会の審査に当たり、主な支出済み額を記載した資料の提出を求めた。

【第19条】

【説明】

- (1) 法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、議会の監視機能上の必要性と市長の政策執行上の必要性とを比較考量し、別に条例で定めるものとした。
- (2) 法第96条第2項の規定は、次のとおり
- ② 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。
- (3) 具体的にどのような事件を定めるかについては、今後の検討によることとなる。

第7章 議会改革の推進

(議会改革の継続的な取組)

第20条 議会は、社会環境、経済情勢等の変化により新たに生ずる市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会改革に取り組むものとする。

- 2 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うため、長野市議会会議規則（昭和42年長野市議会規則第2号）、長野市議会委員会条例（昭和42年長野市条例第84号）、議会内での申合せ事項等を継続的に見直すものとする。

第8章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第21条 議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託にこたえるため、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。

- 2 議員の政治倫理に関しては、別に条例の定めるところによる。

第9章 議会事務局及び議会図書室

(議会事務局の強化)

第22条 議会は、議会の政策形成及び立案能力の向上を図り、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備を図るものとする。

(議会図書室)

第23条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

第7章 議会改革の推進

【第20条】

〔説明〕

- (1) 議会は、社会環境、経済情勢等の変化により新たに生ずる市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会改革に取り組むものとした。
- (2) 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うため、長野市議会会議規則、長野市議会委員会条例、議会内での申合せ事項等を継続的に見直すものとした。

〔取組〕

議会改革の取組の状況は、第3条 基本方針〔取組〕(5)のとおり

第8章 議員の政治倫理

【第21条】

〔説明〕

- (1) 議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託にこたえるため、政治倫理の向上と確立に努めなければならないこととした。
- (2) 議員の政治倫理に関しては、別に条例の定めるところによることとした。別に定める条例は、長野市議会議員の政治倫理に関する条例である。

第9章 議会事務局及び議会図書室

【第22条】

〔説明〕

議会は、議会の政策形成及び立案能力の向上を図り、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備を図るものとした。

【第23条】

〔説明〕

- (1) 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとした。
- (2) 議会図書室は、法第100条第18項の規定により、設置するものである。

第10章 補則

(他の条例等との関係)

第24条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

最高規範ではない。他の条例と同等のものとして。

(議会及び議員の責務)

第25条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会の運営し、市民の厳粛な信託にこたえなければならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、研修を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第10章 補則

【第24条】

〔説明〕

この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとした。

【第25条】

〔説明〕

- (1) 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の厳粛な信託にこたえなければならないこととした。
- (2) 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、研修を行わなければならないこととした。

【附則】

〔説明〕

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
- (2) 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。